（指定鯨類科学調査法人による報告）

第三条　法第七条第三項の規定による実施の状況の報告は、毎年度、次に掲げる事項について行うものとする。

一・二　（略）

三　当該年度に実施された鯨類科学調査の方法

四～六　（略）

（削る。）

（指定鯨類科学調査法人の指定の取消しに係る通知）

第四条　農林水産大臣は、法第七条第五項の規定によりその指定を取り消した場合にあっては、遅滞なく、当該指定を取り消された一般社団法人又は一般財団法人に対し、その旨を通知するものとする。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十五号

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）の施行に伴い、及び大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和二年十月十五日

環境大臣　小泉進次郎

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

（指定鯨類科学調査法人による報告）

第三条　法第七条第三項の規定による実施の状況の報告は、毎年度、次に掲げる事項について行うものとする。

一・二　（略）

三　当該年度に実施された鯨類科学調査の方法（鯨類の捕獲により行うものにあっては、捕獲した鯨類の種類及び頭数を含む。）

四～六　（略）

2　法第七条第三項の規定による結果の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　鯨類科学調査の実施海域

二　鯨類科学調査の実施年月日

三　鯨類科学調査の方法（鯨類の捕獲により行うものにあっては、捕獲した鯨類の種類及び頭数を含む。）

四　鯨類科学調査により収集された科学的情報

五　鯨類科学調査により得られた科学的知見

六　その他参考となるべき事項

（指定鯨類科学調査法人以外の者による鯨類科学調査の実施）

第四条　農林水産大臣は、法第八条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主体（以下「実施主体」という。）としようとする者に対し、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び事務所の所在地）を記載した書面並びに次に掲げる書類の提出を求めることができる。

一　その者が個人である場合には、住民票の写し及び略歴

二　その者が法人である場合には、定款、登記事項証明書、役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びに鯨類科学調査の実施に関する意思の決定を証する書面

2　農林水産大臣は、実施主体を決定したときは、遅滞なく、その旨及び期間をその者に通知するものとする。

第五条　法第八条第二項の規定による報告については、第三条の規定を準用する。

第六条　農林水産大臣は、実施主体が鯨類科学調査を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、実施主体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2　農林水産大臣は、実施主体が前項の規定による命令に違反したときは、その者を実施主体としないこととすることができる。この場合において、農林水産大臣は、遅滞なく、その旨をその者に通知するものとする。